

教生指第17号 令和6年4月5日

各市町村教育委員会 生徒指導事務主管課長 様 各 教 育 事 務 所 長

教育局市町村支援部生徒指導課長 (公 印 省 略)

令和6年度埼玉県スクールカウンセラー等活用事業実施要項等の送付について (通知)

標記の件について、下記のとおり送付しますので、貴管下小・中・義務教育学校への周知について御配意願います。教育事務所におかれましては、貴管内各市町村教育委員会へ送付くださるようお願いします。

記

1 送付物

- (1) 市町村立小・中学校配置のスクールカウンセラー等活用事業実施要項
- (2) 様式第1号~第6号
- (3) 市町村立小・中学校配置のスクールカウンセラー業務報告書等
- (4) 学校配置スクールカウンセラー業務報告書マニュアル
- (5) 市町村立小・中学校配置のスクールカウンセラーの勤務条件等について
- (6) 市町村立小・中学校配置のスクールカウンセラーに関する事務処理について(手引き)
- (7) 埼玉県スクールカウンセラーの勤務、費用弁償等に関するQ&A
- (8) 埼玉県スクールカウンセラー活用指針
- (9) 書類提出の流れ
- (10) 勤務条件通知書(様式)

参考資料

- 1・2:会計年度任用職員取扱要綱及び要綱の運用
- 3:非常勤職員の通勤に係る費用弁償の取り扱い
- 4:教育局等職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱
- 5:公務に使用する自家用自動車登録申請書
- 6・7:旅行命令簿旅費請求書様式及び記入例
- 8 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則
- 9 埼玉県市町村立学校会計年度任用職員の人事評価実施要領
- 10 様式1 (会計年度任用職員用)
- 11 様式2 (会計年度任用職員用)

- 12 様式3-1 (会計年度任用職員用・学校→市町村教育委員会)
- 13 様式3-2 (会計年度任用職員用・市町村教育委員会→県教育委員会)

2 その他

義務教育学校は、業務報告書等にある小学校・中学校を前期課程においては小学校に、後期 課程においては中学校に置き換えて御記入ください。

未来を育てる、わたしたち。 TEL: 048-830-6745

~未来への責任~

担当:市町村支援部生徒指導課

総務・不登校対策・中退防止担当

牛島

FAX: 048-830-4952

E-mail: a6740-07@pref.saitama.lg.jp